問 I -10-②(公益認定等委員会との関係)

特例民法法人が新制度の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可申請後、公益認定等委員会で申請内容について直接説明できないでしょうか。また、申請が認められなかった場合、直接公益認定等委員会から説明を聞くことは可能でしょうか。

答

- 1 公益認定等委員会における認定・認可の申請の審査は、申請書類を基に行っていくことを想定しています。また、申請書類に記載された事項が認定後の監督の前提になることから、所要の事項が申請書類の中で文書で整理されていることが、法人にとっても、委員会にとっても重要です。法人としての考えも申請書類の中で適切に説明いただきたいと考えます。しかし、申請書類で判断できないことについて、例えば委員会の指示により事務局が法人関係者から説明を伺うことも例外的にあり得ることは否定しません。
- 2 申請が認められなかった場合には、その理由を申請者に対し示すことになります(行政手続法第8条)が、公益認定等委員会から申請者に対して直接説明を行うことは、予定していません。

(参照条文)

- 公益法人認定法第 47 条 委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、 関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の 開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 行政手続法第 8 条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。(中略)
- 2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。